

倫理審査委員会に関する規則

(委員会の設置)

第1条 一般社団法人国立大学保健管理施設協議会（以下、「協議会」という。）定款第36条の規定に基づき倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学の保健管理に資することを目的として会員若しくは会員を含む研究グループが行うヒトを対象とした研究（以下、「研究」という。）の倫理に関すること。
- (2) 申請された個別の研究課題における倫理的妥当性に関すること。ただし、審査に際しては、国が定めた各種の研究に関する倫理指針（以下、「倫理指針」という。）等を参照するものとする。また、倫理審査要綱は別に定める。
- (3) その他研究倫理に関すること。

(構成・成立)

第3条 委員会は、倫理指針に準拠して、5名以上で構成する。委員の構成は、次の各号の定めるところによるものとする。委員会の成立についても同様の要件とする。

- (1) 次に掲げる者で構成すること。それぞれ他を同時に兼ねることはできない。
 - (イ) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
 - (ロ) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - (ハ) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
 - (2) 本協議会に所属しない者が複数含まれていること。
 - (3) 男女両性で構成されていること。
 - (4) 会長および審査を依頼した研究機関の長の職にない者であること。ただし、理事1名を含むものとする。
- ② 委員は定款36条の2の規定により、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- ③ 任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は定款36条の2の規定により、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

- ② 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- ③ 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- ④ 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(職務及び権限)

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(開会)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(経費の請求)

第7条 委員会において特別な経費を必要とする場合は、会長に請求することができる。

(意見)

第8条 委員会は、審議事項について、必要に応じ理事会に具申するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、令和3年3月22日から施行する。